

# 公認ディレクター規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が公認する競技会を司るディレクターの資格と認定方法を定める。

## (資格の種類)

第2条 公認ディレクターの種類を次の通りとする。

- (1) クラブディレクター
- (2) セクショナルディレクター
- (3) ナショナルディレクター

2 各ディレクターには技能レベルと達成能力に応じて2つ以上のランクを設けることができる。

## (必要な技能)

第3条 公認ディレクターの資格ごとに必要な技能の概略は次の通りとする。

- (1) クラブディレクター

ボードの配置などのゲーム運営の基本とスコアの算出（必要ならパソコンの操作の初歩を含む）、ブリッジ規則の理解とその適用（状況把握と裁定能力）、スコア調整の基本

- (2) セクショナルディレクター

複数セッション・ゲーム運営の基本、ブリッジ規則の適用とスコア調整の高度な能力、パソコンの操作

- (3) ナショナルディレクター

上述の各技能についての高度な達成能力

## (技能の認定)

第4条 公認ディレクターの技能の認定は、技能レベルと達成能力について次の通り行う。

- (1) クラブディレクター

競技委員会が主催するクラブディレクター認定試験に合格すること

- (2) セクショナルディレクター

次の各号の条件を満たすこと

- ① 会員／会友であること
- ② クラブディレクター資格を有すること
- ③ セクショナルディレクターの下で4セッション以上の公認競技会のディレクターを担当し、その実務能力の確認を受けること

(3) ナショナルディレクター

次の各号の条件を満たすこと

- ① 会員／会友であること
- ② セクショナルディレクター資格を有すること
- ③ ナショナルディレクターの下でナショナル競技会のディレクターを担当し、その実務能力の確認を受けること

(資格の取得)

第5条 競技委員会は以下の資格証を発行する。

(1) クラブディレクター

競技委員会はクラブディレクター認定試験合格者に対して資格証を発行する。

(2) セクショナルディレクター

第4条の規定によりセクショナルディレクターの技能の認定を受けた者は、競技委員会に規定のセクショナルディレクターからの推薦書を提出する。競技委員会は審査の後、資格認定者に対して資格証を発行する。

(3) ナショナルディレクター

第4条の規定によりナショナルディレクターの技能の認定を受けた者は、競技委員会に規定のナショナルディレクターからの推薦書を提出する。競技委員会は審査の後、資格認定者に対して資格証を発行する。

(資格取得者)

第6条 公認ディレクターは、原則として資格に応じて、ランク別競技会の主任ディレクターを担当できる。

(1) クラブディレクター

ローカルゲームまでの競技会。但し、ウィークリークラス3までのゲーム運営にはディレクター資格を要さない。

(2) セクショナルディレクター

リジョナルゲームまでの競技会。

(3) ナショナルディレクター

ナショナルゲームまでの競技会。

- 2 地方開催の競技会については、ナショナルゲームであってもセクショナルディレクター(小規模な場合はクラブディレクター)が担当することが出来る。

(資格の期限)

第7条 公認ディレクターは、資格に応じて期限を設ける。

(1) クラブディレクター

期限を設けない。

- (2) セクショナルディレクター  
期限を設けない。
- (3) ナショナルディレクター  
期限を設けない。

(処分、資格の失効)

第 8 条 公認ディレクターに次の項目の何れかに該当する行為があったときには、以下を行うことができる。

- (1) 競技運営上、重大な過失があったとき、理事会は競技委員長の諮問をへて、ディレクター資格の取消、一時停止、または嚴重注意の処分を与えることができる。
- (2) 連盟の名誉を傷つける行為または連盟の目的に反する行為があったとき、理事会はディレクター資格の取消、一時停止、または嚴重注意の処分を与えることができる。
- (3) 会員、会友の資格を失ったとき、理事会はディレクター資格を取り消すことができる。

#### 附則

- 1 本規則は、2004 年 5 月 1 日を以って発効し、旧規則は失効する。

#### 変更履歴

2004 年 5 月改訂

2010 年 6 月改訂

2011 年 1 月改訂

2016 年 6 月改定

2017 年 4 月体裁変更（規則類整備にともなう用語の統一、段落・フォントの変更）

2022 年 1 月改定（第 8 条）

2023 年 1 月改定（ナショナルディレクタ試験の廃止）